

報告第 7 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 4 月 24 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月２６日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市障害児学童保育室設置及び管理条例（平成18年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く。以下」を「除く。）、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（以下これらを」に改める。

第4条第1号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同条第2号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。